

4 令和6－7年度保険料率改定について

令和6・7年度保険料率改定について

保険料率の算定方法

保険料率は2年ごとに算定します。算定にあたっては、2年間の事業費と保険料以外の収入を見込み、必要となる保険料額を見積ります。

必要な保険料額が収納されるように目標収納率に基づき、保険料賦課総額を算出します。保険料賦課総額から、保険料率（所得割率、均等割額）を算定します。

令和6・7年度保険料率

| | 令和6・7年度 | 令和4・5年度 | 増加額 (増加率) |
|-------------|---------|---------|-------------------|
| 所得割率 | 9.82% | 8.99% | 0.83% |
| 均等割額 | 48,903円 | 44,589円 | 4,314円 |
| 一人当たり年間保険料額 | 77,141円 | 70,639円 | 6,502円 (9.20%) |

保険料増加理由

- ① 団塊の世代の加入による被保険者の増加、高齢化による医療費の増加
- ② 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、負担能力に応じた公平な負担を目指す国の医療制度改革により、後期高齢者からの負担増も求められることになった。

- ・ 出産育児支援金の導入
- ・ 現役世代の負担上昇を抑制するための後期高齢者負担率の見直し

保険料の負担を抑制

●剰余金の活用 39億4,771万円

【令和5年度における歳入見込（保険料、国・県等補助金）から歳出見込（療養給付費、葬祭費等）を差し引いた額】

●激変緩和措置

- ① 保険料賦課限度額の段階的な引上げ 対象者 約2,500人
- ② 年金収入153~211万円の被保険者に対しては、制度改正による負担増を生じないように激変緩和用所得割率を適用
(令和6年度のみ) 対象者 約41,000人 所得割率 9.07%
- ③ 出産育児支援金を1/2として負担増を抑制

※①、②は、令和6年度に75歳到達した被保険者は激変緩和措置の対象外

| 年 度 | 賦課限度額 |
|---------|-------|
| 令和4・5年度 | 66万円 |
| 令和6年度 | 73万円 |
| 令和7年度 | 80万円 |

医療給付費、被保険者数の推移 (2年平均)

| | R2・R3 | R4・R5(見込) | R6・R7(見込) |
|------------|---------------|---------------|---------------|
| 医療給付費等 | 2,113億9,836万円 | 2,287億3,913万円 | 2,548億1,445万円 |
| 被保険者数 | 275,539人 | 288,793人 | 307,538人 |
| 一人あたり医療給付費 | 767,217円 | 792,052円 | 828,562円 |